

平成16年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全等に関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動等の実践的教育を強化する。
- 大学教育研究センター各部会、関係専門委員会及び各学部教務委員会等の連携協力の下、教養教育の一層の充実発展を図る。
- 科目登録制による全教員参加型教養教育の実施に向けた準備を進める。
- 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学ばせ、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEIC）を利用する。
- 外国語教育の改善について、大学教育研究センター内の外国語専門委員会の下で検討を行い、実施計画案を作成する。
- 3) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。
- 教養教育科目である学修原論の改善について、大学教育研究センター内の学修原論専門委員会の下で検討を行い、実施計画案を作成する。

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。
- 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
- 3) 大学院教育との連携を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的目標の設定

学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立

案する。

- 教養教育科目、専門教育科目について授業評価を実施し、その結果について各学部及び全学の大学評価委員会で検証する。

(ii) 大学院課程

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。
修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員等の地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政方面を目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。
教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

セミナー、研究会、学会等に積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

- 大学院生の国際学会での報告、国際的専門学術雑誌への論文掲載、学会若手奨励賞受賞状況等を定期的に調査し、教育効果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内等に入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。

- アンケート等を利用して、アドミッション・ポリシーの適切度や認知度、広報の適切性の確認を行い、平成18年度以降の入試に反映させる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法等を修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。
- 2) 担任制、オフィスアワー、TA を充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。

- 教員による担任制を完備し、オフィスアワーの有効活用を行う。

- 3) FD を企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。

- 授業方法改善研究部会において、公開授業及び教員の教育内容・授業方法に関する実践的研究を実施する。さらに、同部会で研究会等を企画し、新たな教育内容・授業方法を公表し、実践に生かす。

- 4) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善するとともに、留学生の教育については、各学部等と留学生センターとの連携を緊密にする。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠等を公表する。
- 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
 - 大学教育研究センター内の教務部会において、作業部会を設置し、成績評価について見直しを行う。
- 3) 教育効果の向上を図るために全学部において、試行的に GPA (Grade point average) を導入する。また、GPA を利用した成績優秀な学生の顕彰制度について検討する。

(ii) 大学院課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
- 2) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムについて検討を行う。
- 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価等を学生主体で行わせる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 教員に対する FD や公開授業等を開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
- 2) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。
 - 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを検討する。
- 3) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善するとともに、留学生の教育については、各研究科と留学生センターとの連携を緊密にする。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講等を拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正かつ厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。また、講義については、GPA による評価の導入を検討する。
- 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表等を実施し、教育効果

の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。
- 施設整備委員会の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき、必要に応じて整備を行う。
- 2) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。
- 3) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書・資料を収集して提供する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査を実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を検討する。
- 2) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見等を提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースの構築を図る。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、放送大学、県内諸大学との単位互換の推進を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講等の導入教育の充実を図る。

生活相談等に関する具体的方策

修学、精神的悩みや対人関係等に関する相談体制を充実させる。セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害のある学生への支援体制を創設する。

就職支援等に関する具体的方策

- 1) 就職ガイダンスやキャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職協議会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。

- 1年生及び2年生対象の就職ガイダンスを実施する。
 - 全学的就職サポートシステムを検討するとともに、就職情報発信の拠点としてキャリアサポート室の機能の充実を図る。
- 2) 県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置するとともに、経済界との意見交換を図る。
- 群馬県内の大学の実務者レベルで研究会を設置し、実践的研究を行うとともに、群馬県経営者協会及びぐんま就職サポートプラザと随時情報交換会を開催する。また、キャリアアドバイザーの設置に向けて検討を行う。
 - 教員採用について、群馬県教育委員会と教育学部の意見交換会を開催する。

経済的支援に関する具体的方策

- 1) 奨学金制度等の諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイト先の紹介体制を充実させる。
- 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舎の紹介制度等を強化し、学生の経済的安定化を図る。

社会人・留学生等に対する配慮

外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。また、図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻等組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性等を重視する。
- 2) 社会情報学、保健学等の新しい研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学等成熟した研究分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申を踏まえ、世界的水準の研究拠点形成を図る。
- 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 生命体における増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究
- 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築
- 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療戦略の構築
- 4) 健康の維持・増進や生活の質（QOL）向上のための科学的研究
- 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
- 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
- 7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応

するための実践的・総合的研究

- 8) 社会情報化の進行をめぐる諸侧面に関する総合的研究
- これらの重点研究領域のそれぞれに専門委員会を設置し、研究の総合計画を立案し、研究の進捗状況を把握するとともに、研究成果に関する評価を行う。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 大学施設の公開、公開講座等の啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状等を公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。
- 企業懇談会を開催し、高度技術研修及び客員教授による公開セミナーを開催する。
- HP、大学案内等を利用し、施設や公開講座案内、研究者情報等を広く社会に公開する。
- 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。
- 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図る。
 - 東京にリエゾンオフィスを設置し、その活用を図る。
- 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクト等に積極的に参加する。
 - 都市エリア産官学連携事業を拡大し、文部科学省の知的クラスター事業へ積極的に応募する。
 - 地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトと連携を図る。
- 5) 地域住民に対して产学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題等に関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。

研究水準・成果の検証に関する具体的方策

論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得等の研究活動を多面的に評価するために、教員の研究業績データベースを作成する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を拡充し、重点配置をするための制度について検討する。

研究資金の取得と配分に関する具体的方策

文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、地域共同研究センターを中心として企業や自治体等との共同研究を促進する。

- 全教員の科学研究費補助金申請を推進するための講習会を実施する。
- 科学研究費補助金や各種財団の研究助成への応募状況を調査し、効率的な申請を行うための方策を検討する。

研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室等を統合して、総合メディアセンター（仮称）を創設するための検討を開始する。
- 2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センター等の学内研究支援施設の整備・統合を検討する。
- 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報等を全学的観点から組織的に行う。
- 4) 新設・改修される建物の共用研究スペースに関しては、学部、専攻等の枠組を越えた研究活動に対し、優先的に配分を行う。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。
- 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。
 - パンフレットの作成・配布や知的財産セミナーを開催する。
 - 教員と知財マネージャー、知財コーディネーターとの連携を強化する。
- 3) 知的財産の管理・活用とともに、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。
 - COEプログラムを基盤にし、大学として重点的に取り組む領域（5頁参照）の項目1）～4）の専門委員会が連携して、生命科学系の共同研究を推進する。
 - 重粒子線治療法の高度化に関して放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、原子力研究所高崎研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究を推進する。
- 2) 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。
- 3) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。
- 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、地域共同研究センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ一等と共同して産学連携を促進する。
- 5) 工学分野において、ナノテク研究会等企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。
 - アナログ集積回路研究会の充実を図る。
- 6) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地域連携推進本部は、群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を組織的に推進する。
- 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、附属図書館の休日開館や大学院の時間外開講を行う等、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。
- 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、実践研究を推進する。
- 4) 在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークの構築について検討する。
- 5) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。
○ 地域貢献特別支援事業として地域リハビリテーション支援プロジェクトを遂行するほか、保健学の特性を生かした地域社会貢献プロジェクトを立ち上げる。
- 6) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。
- 7) 学校現場における種々の問題についての相談窓口を設置し、教育相談等に積極的に取り組む。
- 8) インターネットなどをを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と本学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。
- 2) 文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興機構の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。
- 3) 企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度等を通して、産業教育の活性化を図る。

地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策

県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を支援する。
 - 学生交流の活発化を目指して、「留学のしおり」等の製作、ガイダンスやホームページの充実を図る。
- 2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。
- 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページ等で公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。

教育研究活動に関する国際貢献に関する具体的方策

- 1) 國際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。
- 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策

- 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーバランス等の情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。
 - 教職員に対して安全対策の講習会を開催する。
- 2) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化等診療体制を改善するとともに、女性専門一次外来の設置等患者のニーズに配慮した病院運営を行う。
- 3) 病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。

教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策

- 1) 学生の臨床実習では、診療参加型実習を推進する。
- 2) 臨床研修センターを拡充し、研修医に対する教育プログラムを充実させ、円滑に実施する体制を確立する。
- 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。

高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策

- 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。
 - 遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所、遺伝子実験施設等と共同研究を進めながら診療体制を充実させる。
- 2) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床

- 試験部等を活用する。
- 治験コーディネータの認定資格取得を進める。

地域医療に積極的に貢献するための具体的方策

地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。

- 群馬県、群馬県医師会等との間に地域医療対策協議会を設置する。

病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策

医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。

- 日本医療機能評価機構の病院機能評価ガイドに基づき、教職員による病院機能評価を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策

附属学校の設置目的を踏まえ、附属学校の今後のあり方について、教育学部と附属学校園が連携して検討を進める。

関係教育機関と連携を強化するための具体的方策

- 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。
- 2) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供する等、積極的に地域貢献を果たす。

学校生活を充実させるための具体的方策

学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。

- 教職員による学校評価に加え、学校評議員、保護者、学外者による評価を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) -① 大学運営の主たる業務毎に理事(5名以内)を置く。理事は、教育、研究、評価、総務、財務、人事、施設、経営、病院管理・経営、国際交流、情報化推進(I.T.)、広報等の諸業務を体系的に整備・整理した上で、主たる業務毎に最適任者をこれにあてる。
- ② 学長の職務を助ける副学長及び必要に応じて大学運営全般にわたり学長に助言する等の役割を担う学長特別補佐を置き、学長補佐体制を強化する。副学長は、理事のうち教育、研究などを担当する理事が兼ねるものとし、学長特別補佐は、理事以外の者で大学運営に高い識見を有するものの中から学長が選任する。
- ③ 大学運営の機動性・効率性を高めるため、学長、理事、学長特別補佐及び事務局長からなる企画戦略会議を設置する。なお、必要に応じて学

外者の参画を得る。

- ④ 役員会の下に、大学運営に関する情報の速やかな伝達とそれに基づく適切な意思決定等の会務活動を補佐する秘書室を設置する。
 - ⑤ 全学の各種委員会を適正規模にするとともに、運営実績の点で非効率と思われる組織、委員が相当を欠く程度に重複している組織等について、委員の負担の公平を考慮し、廃止を含めた整理再編を行い、効率的で機動的な運営組織を整備する。
 - ⑥ 内部監査機能を充実させるため、監事の下に監査室を設置し、業務監査を実施する。監査室は、独立性の高い第三者的機関に相応しい組織構成とする。
- 2) -① 副学部長ないし学部長補佐等を必要に応じて置き、学部長等補佐システムを強化する。学部等運営の効率性・機動性を高めるため、必要に応じて企画戦略室（仮称）を設置し、学部長等のリーダーシップが有効に発揮できるようにする。
- ② 学部長等に、一定の裁量経費枠を認め、学部等の戦略的な資源配分が可能となる措置を講ずる。
- 3) 附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室等を統合して、総合メディアセンター（仮称）を創設するための検討を開始する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 世界的水準の生命科学研究の拠点形成のために、生体調節研究所等の組織の整備を図る。
- 2) 生命医科学研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科学専攻修士課程の設置の準備を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 「人事の方針」に基づき、公正かつ適切な人事システムの構築を検討する。
- 2) 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修を行い、職員の能力開発を支援する。
- 3) 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。
- 4) 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1) 大学の将来計画を念頭におき、事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できる体制を整備する。
- 2) キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理を行う。

- 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するため、学内・学外研修等を行い、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) グループによる研究活動を促進し、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。
- 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。
- 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。
- 4) 科学技術分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。
- 5) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。
- 6) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、施設整備委員会で方針、目標を設定し、エネルギー使用の合理化を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。
○ 施設整備委員会の下で効率的な施設利用を図り、施設の計画的な維持保全に努める。
- 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理及び活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。
- 3) 全学的見地から施設管理の基本方針を決定するシステムを構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育に関する授業評価を一層充実させ、その結果を各学部及び全学の大学評価委員会で検証するとともに、授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。

- 2) 自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求める、積極的に改善に生かす。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発刊（年2回）を検討する。
- 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。
 - HP上に情報公開案内を掲載し、法人文書ファイル管理簿へのアクセスを可能とする。
- 3) 学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。
- 4) 地域住民、企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、一般市民、地域社会各層の声を的確に反映させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- 1) 昭和45年以前の老朽施設から優先的に改修整備計画を進め、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設の改修整備計画を立案し、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。
 - 施設整備委員会における実態調査を踏まえ、改修整備計画を作成する。
- 2) 高度先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を進める。また、重粒子線治療施設の設置については、「重粒子線医学利用推進委員会」で検討を行う。
- 3) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。
- 4) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。
 - キャンパス環境の点検・評価を行い、整備目標を設定し計画的に整備を行う。
- 5) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 1) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営及び維持を行う。

- 建物のライフサイクルコストに基づく施設管理実施方針を策定する。
- 2) 建物の新增改築、改修等に当たっては、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。
- 3) 既設設備の老朽化状況等の調査を定期的に実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。
- 4) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう検討する。
- 5) 既存施設の現状把握と課題の抽出を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設水準を設定し、整備方針を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全委員会(仮称)を設置し、各施設の定期及び臨時の安全点検を実施する。
- 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。
- 3) 防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。
- 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図るために、防災マニュアルに沿って常時確認する。
- 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。
- 6) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会において施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成を行い、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。
- 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度行う。
- 8) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。

(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策

- 1) 実験・実習中の事故に対する安全管理・事故防止マニュアル(仮称)を作成し、その活用により、学生への安全・事故防止教育を徹底する。また、安全管理・事故防止講習会を実施する。
- 2) 保健管理センターにおいて、定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策(肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施)を実施する。
- 3) 情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。

4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。

(3) 環境保全に関する具体的方策

省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院中央診療棟新嘗に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・附属病院中央診療棟	総額 1,978	施設整備費補助金 (251)
・小規模改修		長期借入金 (1,727)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

平成16年度の常勤職員数 1,680人(役員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを 40人とする。

平成16年度の人件費総額見込み 16,377百万円(退職手当は除く)

(別紙)

- 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
(別表)。
- 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	13,494
施設整備費補助金	251
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	7
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	18,801
授業料及入学金検定料収入	4,046
附属病院収入	14,663
財産処分収入	0
雑収入	92
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,329
長期借入金収入	1,727
計	35,609
支出	
業務費	29,268
教育研究経費	11,697
診療経費	12,552
一般管理費	5,019
施設整備費	1,978
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,329
長期借入金償還金	3,034
計	35,609

[人件費の見積り]

期間中総額 16,377百万円を支出する。（退職手当は除く）

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	32,450
業務費	29,195
教育研究経費	853
診療経費	9,250
受託研究費等	660
役員人件費	120
教員人件費	9,467
職員人件費	8,845
一般管理費	971
財務費用	868
雑損	0
減価償却費	1,416
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	34,065
運営費交付金	13,176
授業料収益	3,286
入学金収益	534
検定料収益	147
附属病院収益	14,663
受託研究等収益	660
寄附金収益	635
財務収益	0
雑益	92
資産見返運営費交付金戻入	39
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	830
臨時利益	0
純利益	1,615
総利益	1,615

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	37,097
業務活動による支出	30,167
投資活動による支出	2,408
財務活動による支出	3,034
翌年度への繰越金	1,488
資金収入	37,097
業務活動による収入	33,624
運営費交付金による収入	13,494
授業料及入学金検定料による収入	4,046
附属病院収入	14,663
受託研究等収入	660
寄附金収入	669
その他の収入	92
投資活動による収入	258
施設費による収入	258
その他の収入	0
財務活動による収入	1,727
前年度よりの繰越金	1,488

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人
	(うち教員養成に係る分野)	880人
社会情報学部	社会情報学科	440人
医学部	医学科	570人
	(うち医師養成に係る分野)	570人
	保健学科	690人
工学部	(昼間コース)	
	応用化学科	272人
	材料工学科	232人
	生物化学工学科	352人
	機械システム工学科	352人
	建設工学科	160人
	電気電子工学科	352人
	情報工学科	200人
	学科共通	60人
	(夜間主コース)	
	応用化学科	60人
	生物化学工学科	100人
	機械システム工学科	100人
	電気電子工学科	100人
	情報工学科	120人
教育学研究科	学校教育専攻	14人
	教科教育専攻	64人
		(うち修士課程 78人)
社会情報学研究科	社会情報学専攻	20人
		(うち修士課程 20人)
医学系研究科	医科学専攻	302人
	保健学専攻	142人
		(うち修士課程 112人)
		(博士課程 30人)
工学研究科	応用化学専攻	48人
		(うち修士課程 48人)
	材料工学専攻	44人
		(うち修士課程 44人)
	生物化学工学専攻	74人
		(うち修士課程 74人)
	機械システム工学専攻	82人
		(うち修士課程 82人)
	建設工学専攻	26人
		(うち修士課程 26人)
	電気電子工学専攻	69人
		(うち修士課程 69人)
	情報工学専攻	54人
		(うち修士課程 54人)
	物質工学専攻	21人
		(うち博士課程 21人)
	生産工学専攻	35人
		(うち博士課程 35人)
	電子情報工学専攻	19人
		(うち博士課程 19人)
	ナノ材料システム工学専攻	88人
		(うち修士課程 62人)
		(うち博士課程 26人)
特殊教育特別専攻科	重複障害教育専攻	15人

教育学部附属小学校	960人 学級数 24
教育学部附属中学校	480人 学級数 12
教育学部附属養護学校	55人 学級数 9
教育学部附属幼稚園	160人 学級数 5